ご申請前に必ずお読みください

一般財団法人
あんしん財団

健康管理のための補助金制度
申請手続のご案内

1.補助金について

補助対象となるもの	・人間ドック ・脳ドック ・PET検査 ・節目健診
補助額	同一加入者1名につき、6,000円まで ※受診の費用負担額が上限に満たない場合は、実際の費用負担額を限度とします。
補助回数	同一加入者1名に対し1年度間（4月～3月）1回
対象者	加入者の方
申請期限	受診日の翌日から起算して180日以内（申請書の受付）
支払方法	会費振替口座へ振込（毎月月末　土日祝日の場合は金融機関の前営業日） 補助金のお支払いはハガキでお知らせします。
★補助対象とならないもの	※他のドック（肺、心臓、大腸ドックやメンズ・レディースドックなど特定の部位に特化した健診）、ドゥイブス検査、再検査などは対象となりません。 ※節目の年齢の方が一般健診のみ受診しても「節目健診」と称する健診を受診したことにはなりませんのでご注意ください。

2.ご申請に関する必要書類

以下の書類を必ず郵送でご提出ください。
提出書類は返却できませんので、補助金申請書以外はすべて『写』でご提出ください。
申請の内容によっては、表に記載以外の書類のご提出をお願いする場合や、ご申請内容確認のため、ご連絡を差し上げる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

A　補助金申請書(原本)
（★あんしん財団所定用紙）

＊あんしん財団より郵送
- 依頼方法
  （ホームページ、電話、FAX）
- 申請書太枠部分にご記入、ご捺印のうえ、原本を必ず郵送でご提出ください。

＋

B　領収書（写）
（支払いが確認できる書類）

＊領収書がご用意できない場合
- 金融機関振込控
- ネットバンキング振込完了画面
- 通帳表紙と支払該当ページ
- カード利用明細（ＷＥＢ明細可）

＋

C　受診者名・受診日・受診内容が確認できる書類（写）

＊医療機関発行の書類
- 個人結果票の表紙
- 請求明細書（または請求書）
- 受診一覧表

診断結果の数値は黒く塗りつぶして下さい。

Ⓑ　領収書（写）

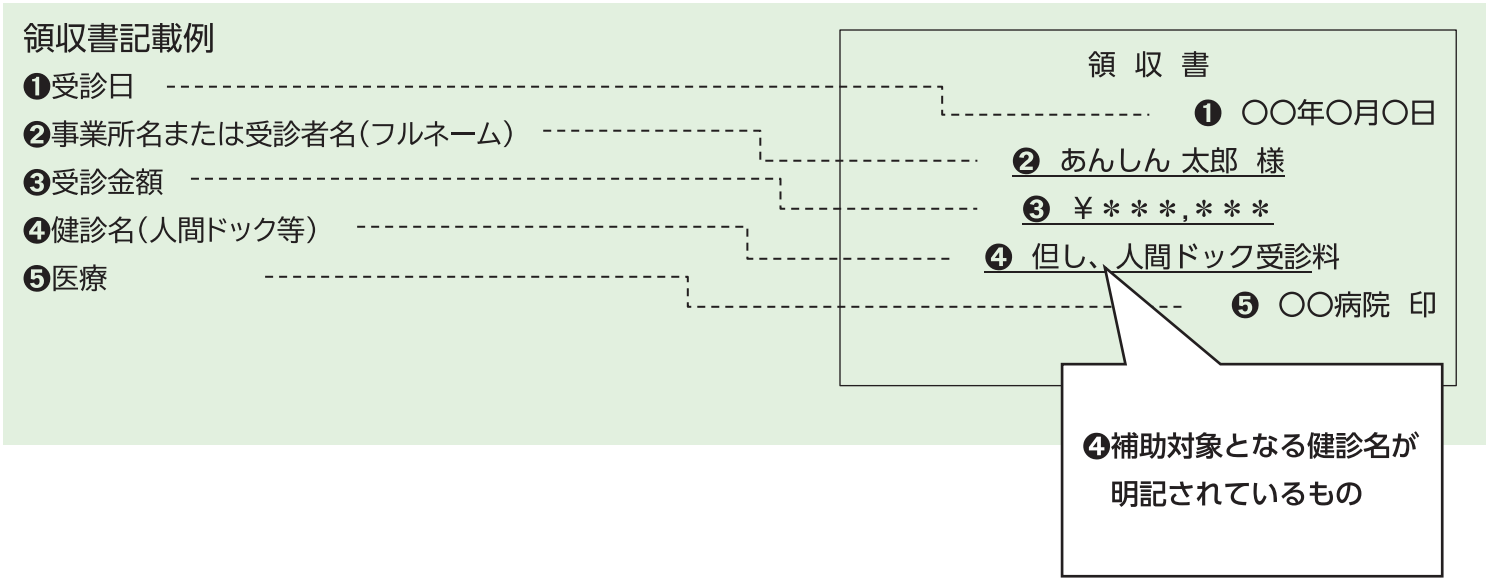

【振込払い等の場合】

以下の書類には日付・金額・振込先・依頼人名（口座番号/口座名義人）等記載が必要となります。
請求書・明細書もあわせてご提出をお願いいたします。

支払い方法	添付いただく書類（写）
ネットバンキング	●振込受付完了画面（受付済、承認済のもの） ●金融機関発行の振込受付明細表（支払手続完了書）
金融機関振込	●ＡＴＭご利用の場合・・「利用明細票」 ●窓口ご利用の場合・・・「振込受付書兼手数料受取書」 ＊金融機関受付印があるもの
普通預金口座引落	●通帳表紙と支払金額のわかる該当ページ
当座預金口座引落	●当座勘定照合表

【クレジットカードの場合】

名義人、利用日、利用先（医療機関名）、支払金額の記載が必要となります。

添付いただく書類（写）
●カード会社からの請求（利用）明細 ●クレジットカード売上票　※利用者フルネーム入りのもの （引落し口座名義の記載がない場合は、通帳表紙と該当ページ）

※上記書類は加工（切る、貼り付ける、全面を覆い隠す等）せずにご提出ください。
※2名以上の受診費を一括で支払われた場合は、1人あたりの受診金額がわかる書類もご提出をお願いいたします。
※個人情報保護の観点から、いずれの場合も領収書をお手配いただくことをお勧めします。

Ⓒ 受診者名・受診日・受診内容が確認できる書類（写）

医療機関が発行した書類で下記がもれなく記載されたもの

費用負担者　・受診者名　・受診金額　・受診日　・受診内容　・受診医療機関名

※書類のご用意が難しい場合はお問合せください。

※領収書等のお支払いの書類で上記の内容がもれなく記載されている場合は、これらの書類のご提出は不要です。

個人結果票の表紙

ご注意：健診結果の数値の部分は
黒く塗りつぶすなどしてください。

請求明細書（または請求書）

受診一覧表

個人結果票の表紙

請求明細書

受診一覧表

⚠ ご注意：健診結果の数値の部分は黒く塗りつぶすなどしてください。

3.ご注意

- この補助金制度は、あんしん財団への加入日（増員の場合は増員日）の翌日以降に受診したものが対象です。
- 受診者が多く、受診日が長期に渡る場合は、申請期限にご注意のうえ、分けてご申請ください。
- 申請書類の不備・不足により審査が保留された場合の補正期限は、あんしん財団で申請書を受付（申請書の到着）した日の翌日から起算して 180 日です。この期間に不備・不足書類のご提出がない場合は、申請の権利を失います。
- FAXやメールでの申請は受け付けておりません。申請書は必ず郵送でご提出ください。
- この補助金制度は、あんしん財団がその年度に計上した予算の範囲内での実施となります。
- 補助金額等は、必要に応じて見直しとなる場合があります。

4.補助金申請にあたってのお願い

- 補助金申請書は仕様変更が生じる場合があるため、コピーでの使い回しはご遠慮ください。
- 必要書類は加工（切る、貼り付ける、全面を覆い隠す等）せずにご提出ください。
- 郵便事情により到着まで日数を要する場合がありますので、申請書は余裕をもってご返送ください。

5. 補助金がお支払いできない場合

- 申請内容が補助金規程に定める支払条件等を満たさないとき。
- 申請対象者（加入者）がすでに同一年度内で人間ドックの補助金を受けているとき。
- 受診した日の該当月の会費が未納のとき。
- 会員または加入者の資格喪失年月日以降の受診であるとき。
- ご加入日当日及び加入前の受診であるとき。
- 申請内容に疑義があり補助金の支払いが不適切とあんしん財団が判断したとき。
- 加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき。

6. 会員および被保険者（加入者）資格について

あんしん財団の会員は中小企業の法人または個人事業主です。被保険者（加入者）はその事業所の事業に従事する方です。経営または就業の実態のない方の受診については補助の対象とはなりません。補助金のご申請の前に必ず資格の有無についてご確認ください。

以下のケース（一例）に該当する場合には、あんしん財団の会員（加入者）資格を喪失しているか、その可能性が高いため、お手数でもあんしん財団までご連絡ください。

●事業を廃止した	●高齢や認知症などによる被介護状態のため実質的に経営または就業をしていない
●事業を営んでいることを客観的に証明できない	●後継者に事業を譲ったなど、実質的に経営または就業をしていない
●退職または転職した	●個人事業主または家族従業者が他の会社に勤めている
●介護保険法の要介護認定を受けている	●病気やケガで180日以上仕事をしていない

※補助金のお支払い後に、資格喪失年月日以降の受診であることが判明した場合、
すでにお支払いした補助金は返還していただくことになります。

7. 個人情報の取り扱い

補助金申請においてお伺いした個人情報については、お客様との連絡や医療機関への確認のために利用させていただきます。

個人情報の利用目的	● 福利厚生事業（お客様サービス事業）の募集、受付、実施、実績管理および補助金の審査、決定、お支払いならびにこれらのご連絡。 ● 当法人の事業のご案内およびご提供。 ● 口座振替による会費のご請求、口座振替に関するお知らせおよび確認ならびにこれらのご連絡。 ● 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合。

マイナンバーが記載された書類について

マイナンバーは補助金申請に不要です。マイナンバーが記載された書類は提出しないでください。

■ お問合せ先

一般財団法人あんしん財団　お客様サービス事業部
〒160-0022　東京都新宿区新宿4-1-6　JR新宿ミライナタワー

TEL：0120-512-511　音声ガイダンスに従い 2 をお選びください。
FAX：03-5362-2066
受付時間：9:00～17:30　土・日・祝日および年末年始除く
ホームページ：https://www.anshin-zaidan.or.jp/

2026.4.1